

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を
定める政令案要綱

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年八月二十日とすること。